

【参考】秘密文書等の管理について

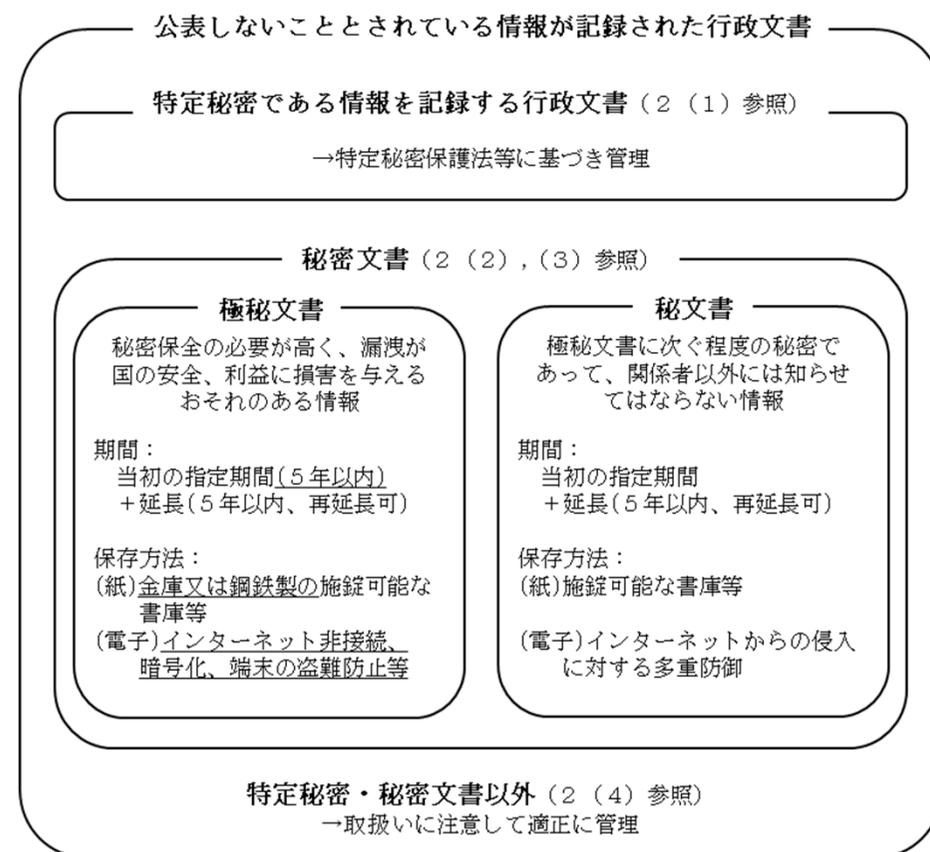
○行政文書の管理に関するガイドラインにおいては、秘密文書等の管理について、①特定秘密（参考資料参照）である情報を記録する行政文書と②特定秘密以外の秘密保全を要する行政文書（一般の秘密文書）とを分けて規定している。

○すなわち、①特定秘密である情報を記録する行政文書については、同ガイドラインの定めのほか特定秘密保護法等（※）に基づき管理するとする一方、②一般の秘密文書については、これを極秘文書及び秘文書に分類した上で、その指定や保存、提供、廃棄の方法等について具体的に規律している（右図参照）。

（※）特定秘密保護法、同施行令、特定秘密保護法の運用基準及び各行政機関が定める特定秘密保護規程

（補足）①特定秘密である情報を記録する行政文書についても、他の行政文書と同様、公文書管理法等の適用を受け、行政文書の作成、整理、保存、行政文書ファイル管理簿への記載・公表、国立公文書館等への移管、及び内閣総理大臣への協議とその同意を得た後の廃棄等の規律が適用される。

＜公文書管理課長通知 1 - 9 (秘密文書等の管理について)図＞



※ガイドライン第10「秘密文書の管理に関するモデル要領」参照

「行政文書の管理に関するガイドライン」第10（秘密文書等の管理）（抄）

第10 秘密文書等の管理

1 特定秘密である情報を記録する行政文書の管理

特定秘密（特定秘密の保護に関する法律（平成25年法律第108号）第3条第1項に規定する特定秘密をいう。以下同じ。）である情報を記録する行政文書については、この訓令に定めるもののほか、同法、特定秘密の保護に関する法律施行令（平成26年政令第336号）、特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施に関し統一的な運用を図るための基準（平成26年10月14日閣議決定）及び同令第11条第1項の規定に基づき定められた〇〇省特定秘密保護規程に基づき管理するものとする。

2 特定秘密以外の公表しないこととされている情報が記録された行政文書のうち秘密保全を要する行政文書（特定秘密である情報を記録する行政文書を除く。以下「秘密文書」という。）の管理

(1) 秘密文書は、次の種類に区分し、指定する。

極秘文書 秘密保全の必要が高く、その漏えいが国の安全、利益に損害を与えるおそれのある情報を含む行政文書

秘文書 極秘文書に次ぐ程度の秘密であって、関係者以外には知らせてはならない情報を含む極秘文書以外の行政文書

<各府省の「秘密文書管理要領」の記載内容例>

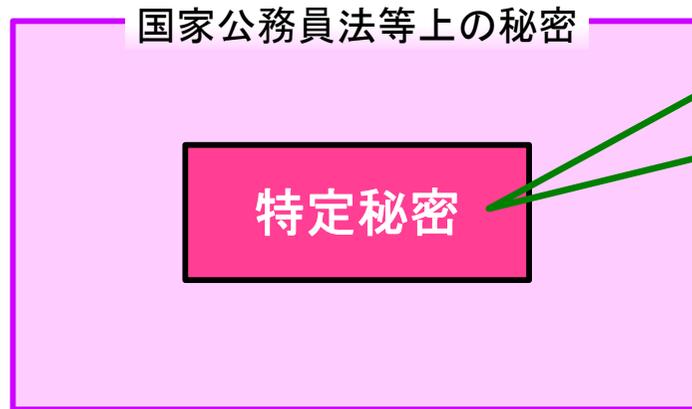
(行政文書の管理に関するガイドライン第10)
(課長通知1-9)

	極秘文書	秘文書
定義	その漏えいが国の安全、利益に損害を与えるおそれのある情報を含む行政文書	関係者以外には知らせてはならない情報を含む極秘文書以外の行政文書
指定者	部局長	課長
指定期間	最小限（5年以下）、延長可。	最小限、延長可。
表示	極秘文書であることを表示。	秘文書であることを表示。
取扱	必要最小限の者で取り扱う。複製も必要最小限にとどめる。	
保存	金庫又は施錠のできる書庫等に保存。 電子媒体は、インターネットに接続していない機器に保存し、暗号化等による保護を実施。 物理的盗難措置も行う。	極秘文書と同様の保存方法に加え、インターネットからの侵入に対する多重防護による情報セキュリティ対策が施された電子計算機でも保存可能。
提供	指定者の承認を得て提供。封筒に入れ携行。 電子媒体はインターネット以外で送達。	指定者の承認を得て提供。
廃棄	復元不可能な方法により、確実に廃棄。	
管理	秘密文書管理簿の作成、秘密文書の管理状況の総括文書管理者への報告等	

特定秘密の保護に関する法律のポイント

参考資料

特定秘密—大臣等が指定—



特定秘密

安全保障に関する情報で

次のいずれかの事項に該当する情報

- ① 防衛
- ② 外交
- ③ 特定有害活動(スパイ行為等)の防止
- ④ テロリズムの防止

に関するものとして
法律で列挙する
事項

公になっていないもの

のうち、

特段の秘匿の必要性があるもの

- ※ 指定の有効期間は上限5年(更新可能)。通算で30年まで。30年を超える延長には、内閣の承認が必要。暗号や人的情報源等を除き、60年を超える延長は不可。
- ※ 内閣総理大臣は、有識者から意見を聴いた上で、閣議決定により、指定等の運用基準を策定。
- ※ 内閣総理大臣は、必要があれば、指定等の運用について、大臣等に改善を指示。
- ※ 指定等の運用状況は、毎年、有識者に報告するとともに、その意見を付して、国会に報告・国民に公表。

特定秘密の取扱者の制限

適性評価をクリアした者のみが特定秘密の取扱いの業務を行う

行政機関内外で特定秘密を提供し、共有するための仕組みの創設

特定秘密を漏えいした者等を処罰(懲役10年以下等)

- ※ 本法を拡張して解釈して、国民の基本的な人権を不当に侵害するようなことがあってはならず、国民の知る権利の保障に資する報道又は取材の自由に十分に配慮しなければならない旨を規定。
- ※ 出版又は報道の業務に従事する者の取材行為については、専ら公益を図る目的を有し、かつ、法令違反又は著しく不当な方法によるものと認められない限りは、これを正当な業務による行為とする旨を規定。